

平成15年(行ケ)第51号 審決取消請求事件  
口頭弁論終結日 平成15年9月24日

判決

原告  
同訴訟代理人弁護士  
同  
同訴訟代理人弁理士  
被告  
同訴訟代理人弁護士  
同訴訟代理人弁理士  
同  
同  
同

A  
吉宮勝開発  
武嶋沼  
賢宏  
次学仁  
クリート株式会社  
本木進  
清水島  
内横山  
榮松裕志  
哲

主文

1 特許庁が無効2002-35192号事件について平成15年1月7日にした審決のうち、特許第2772505号の請求項2, 3(いずれも同年8月25日付け訂正2003-39120号事件の審決確定前のもの)に係る部分を取り消す。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

1 原告は、主文第1項と同旨の判決を求め、主文第1項記載の審決(以下「本件審決」という。)の対象となった、後記訂正前の特許(原告を特許権者とする特許第2772505号。以下「本件特許」という。)の請求項1ないし3(以下「旧請求項1ないし3」という。)につき、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正を認容する審決(訂正2003-39120号事件)が確定したから、本件審決のうち本件特許の旧請求項2, 3に係る部分を取り消されるべきである旨述べた。

2 本件特許の旧請求項1ないし3につき、特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正(この訂正により、旧請求項1は削除され、旧請求項1を引用する形式の旧請求項2は新請求項1に項番が繰り上げられて、独立形式に変更され、旧請求項3は新請求項2に項番が繰り上げられた。)を認容する前記訂正審決が確定したことは当事者間に争いがない。そうすると、本件審決のうち旧請求項2, 3に係る部分は、結果として、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなり、この誤りが本件審決の旧請求項2, 3に係る部分の結論に影響を及ぼすことは明らかである。

したがって、本件審決のうち旧請求項2, 3に係る部分は取消しを免れない。

3 以上によれば、原告の本件請求は理由があるから、これを認容することとし、また、訴訟費用については、本訴の経過にかんがみ、これを原告に負担させるのを相当と認め、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 北 山 元 章

裁判官 青 柳 馨

裁判官 沖 中 康 人